

伊勢市地域おこし協力隊事業（伊勢の情報発信部門）業務委託仕様書（案）

伊勢市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は契約書記載の業務委託契約に関し、伊勢市地域おこし協力隊設置要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、本仕様書に従うこととする。

- 1 委託業務名 伊勢市地域おこし協力隊事業（伊勢の情報発信部門）
業務委託
- 2 業務の場所 伊勢市地内 ただし、必要に応じて市外も含む
- 3 活動場所 キクイチ分室（伊勢市本町6番4号シャレオサエキビル2階）など
- 4 委託期間
委託期間は、契約日（令和8年8月頃予定）から令和9年3月31日までとする。
ただし、活動の実績に応じて、最長3年間まで延長（契約更新）できる。
- 5 委託業務の目的
本業務は、乙が地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）として甲及びJUING合同会社（以下、「協力企業」という。）等と協力し、要綱第2条に掲げる活動を円滑、かつ、効果的に行うものである。
- 6 業務の内容
乙は伊勢の食文化・産業等に関する情報発信を行うとともに、観光客等の周遊促進に資する取組みや訪れた観光客等の滞在時間延伸に資する取組みを推進することで、伊勢のまちの賑わいの創出及び観光消費額の拡大に繋げ、伊勢市の活性化を図ることを目的に、以下（1）及び（2）に例示する業務に取り組む。
（1）伊勢の食・産業等の情報発信に関する取組
（2）市内への誘客PRを図る取組
【業務の例示】
具体的な業務は、次に例示するとおり。これらは例示であり、上記（1）及び（2）の範囲内で、これら以外の業務にも取り組むことがある。
 - ・外宮参道を含む中心市街地を主なフィールドとした、情報発信を行うコンテンツ調査に関する業務
 - ・情報発信を行うコンテンツ制作にヒントを得るための、観光客等との交流に関する業務
 - ・SNS等を用いた、伊勢の食・産業等に関する情報発信に関する業務
- 7 活動日数及び時間
乙の活動日数は、原則月20日とする。また活動時間は1日7時間、週35時間程度を基本とする。
- 8 任用期間中の居住地
伊勢市内

9 委託料

甲は委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、要綱第8条に規定する活動日誌及び活動報告書の内容を審査し適正と認められるときは、請求書に基づき請求日から起算して30日以内に、乙に対して別表のとおり委託料を支払うものとする。

10 業務計画及び年報の作成

(1) 業務計画の作成

乙は、業務を実施するにあたり、活動内容が記載された実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

(2) 年報の作成

乙は、委託期間の最終日までに年報を作成し甲に提出するものとする。

11 著作権の譲渡等

本業務によって作成した成果物及びその著作権は、甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。

この規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳兼、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原著作権の権利）に規定される権利も含むものとする。

乙は、成果物に係る著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

12 契約の解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告せずに契約を解除することができる。

(1) 活動実績及び成果が、明らかに不十分であると認められるとき。

(2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。

(3) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(4) 乙が、契約解除を申し出たとき。

(5) 協力隊活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(6) 協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。

(7) 市外へ転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。）をしたとき。

13 契約解除による損害賠償

甲は、乙との契約を解除した場合において損害が生じたときには、乙に対して、その損害に相当する金額を請求することができるものとする。

また、乙は契約を解除された場合において損害が生じても、甲に対して損害を請求できないものとする。

14 損害による必要経費の負担

本業務によって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由によって損害が生じたとき

の必要経費は、甲が負担するものとし、その額はそれぞれが協議して決めるものとする。

15 契約書作成等の費用

本契約書及び本契約を締結するため乙において必要となる費用は、乙の負担とする。

16 その他

(1) 甲及び協力企業は、乙との雇用契約を結ばないものとする。

(2) 本業務は、乙が個人事業主として活動を行うものであるため、業務中に発生した事故について、原則、甲は一切の責任を負わないこととし、乙は保険などの補償制度に必要な応じて個人で加入すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。

別表

区分	内容	金額	限度額
地域活動の対価	地域活動に対する委託料	1時間あたり2,080円とする。ただし、1か月の総額が291,000円を超えない範囲の額とする。	1年間の総額が3,492千円を超えない範囲 (契約期間により限度額は変更となる)
地域活動に必要な経費	市内住居の賃借料 ただし、敷金、礼金、光熱水費等は対象外	月額55,000円以内	1年間の総額が2,000千円を超えない範囲 (契約期間により限度額は変更となる)
	活動に要する消耗品費	1物品30,000円以内	
	活動に要する車両の燃料費	予算の範囲内	
	協力隊に関する研修会等への旅費及び参加費		
	その他市長が必要と認めたもの		